

中核市障害者等相談支援事業

質問 回 答 書

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
1	実施要領	1	1	13行目「また～」が付け加えられておりますが、「双葉郡住民の相談支援事業」にはいわゆる「委託相談」のほかに「計画相談」を担う法人の選定も含まれているのかどうかご教示いただきたい。	計画相談支援事業は、市町村相談支援事業ではないため、選定対象ではありません。計画相談支援事業所は、利用者と事業者の契約によるものなので、利用者が選択するものです。
2	実施要領	2	4	16行目「(8) 相談支援事業所を担当地域内に設置すること」において避難中であるため届出書の住所は「双葉郡」であるが事業所の所在地は「中核市」である場合に、どちらを設置場所と解すべきであるかご教示いただきたい。	業務にあたる事業所の所在地で差し支えありません。提出書類には、届出上住所地及び業務実施上住所地の両方を記載してください。
4	実施要領	4	10	10行目「ただし本プロポーザルは、双葉郡の障害者等相談支援事業の選定を兼ねるため提案内容は「双葉郡の障害者等相談支援事業業務」について技術の提案すること」とありますが、この提案の対象は「中核市に避難中の双葉郡の障害者等」と解すべきか、あるいは「現に双葉郡に帰還している障害者も含めた双葉郡全体の障害者等」と解すべきかご教示いただきたい。	「中核市に避難中の双葉郡の障害者等」と解してください。
3	実施要領	4	10	27行目「技術提案書はA3サイズで」とあるが、A3横書を1ページとして作成しなければならないと解すべきであるのか、用紙1枚をA4サイズ2ページとして作成することも可能かどうか、ご教示いただきたい。	A3サイズにて様式第5号の表紙を除いて3枚以内で作成してください。